

大阪府告示第1767号

昭和49年大阪府告示第650号(大阪府屋外広告物法施行条例に基づく許可区域、禁止区域及び表示方法等の制限に係る区域の指定)の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から実施する。

平成21年12月2日

大阪府知事 橋下 徹

題名を次のように改める。

大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域及び表示の方法の制限に係る区域の指定

「大阪府屋外広告物法施行条例」を「大阪府屋外広告物条例」に、「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第7号及び第8号」に、「及び第5条第1項第3号」を「並びに第5条第1項第3号及び第4号」に、「及び表示方法等」を「及び表示の方法」に改める。

第3項中「表示方法等」を「表示の方法」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)
- (2) 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(西名阪道路)(松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。)
- (3) 高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線(阪和自動車道)(堺市界から和歌山県界までに限る。)
- (4) 高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国池田インターチェンジから兵庫県界までに限る。)
- (5) 高速自動車国道関西国際空港線
- (6) 一般国道1号(府道大阪中央環状線との門真市大字葎島における交点から京都府界までに限る。)
- (7) 一般国道1号(大阪市界から府道大阪中央環状線との守口市大日町における交点まで及び府道大阪中央環状線との門真市大字葎島における交点から京都府界までを除く。)
- (8) 一般国道171号(兵庫県界から池田市界まで及び府道茨木亀岡線との交点から高槻市宮野町と天王町の町界までを除く。)
- (9) 一般国道423号(都市計画道路御堂筋線の部分に限る。)
- (10) 一般国道26号
- (11) 一般国道170号(大阪外環状線の部分に限る。)
- (12) 府道大阪中央環状線(都市計画道路箕面山田線、都市計画道路山田摂津線及び都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。)
- (13) 府道南千里茨木停車場線(府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。)
- (14) 府道茨木摂津線(一般国道171号との交点から終点までに限る。)
- (15) 府道箕面摂津線(都市計画道路大阪中央環状線との交点から府道南千里茨木停車場線との交点までに限る。)
- (16) 府道大阪高槻線(一般国道171号との交点から芥川との交点までを除く。)
- (17) 府道大阪生駒線(大阪市界から西日本旅客鉄道株式会社片町線との交点までを除く。)
- (18) 府道岸和田牛滝山貝塚線(一般国道26号との交点から高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線岸和田和泉インターチェンジとの交点までに限る。)
- (19) 府道泉大津美原線(都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。)

- (20) 府道高速大阪池田線（阪神高速道路）
- (21) 府道高速大阪守口線（阪神高速道路）
- (22) 府道高速大阪東大阪線（阪神高速道路）
- (23) 府道高速大阪松原線（阪神高速道路）
- (24) 府道高速湾岸線（阪神高速道路）
- (25) 東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線
- (26) 西日本旅客鉄道株式会社東海道本線
- (27) 阪急電鉄株式会社京都線

第3項を第4項とし、第2項を第3項とする。

第1項中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第8号」に改め、「(条例第4条第1項各号に掲げる禁止区域を除く。)」を削り、同項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 条例第3条第1項第7号の規定による許可区域

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項第1号の規定により府が定めた同項に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域のうち次に掲げる区域(条例第4条第1項各号に掲げる禁止区域を除く。第2項において同じ。)

- (1) 淀川等沿岸区域(別図1の斜線で示す区域)
 - (2) 生駒山系区域(別図2の斜線で示す区域)
 - (3) 交野市の区域(一般国道1号(府道大阪中央環状線との門真市大字稗島における交点から京都府界までに限る。))以南の区域)
- 本則に次の1項を加える。

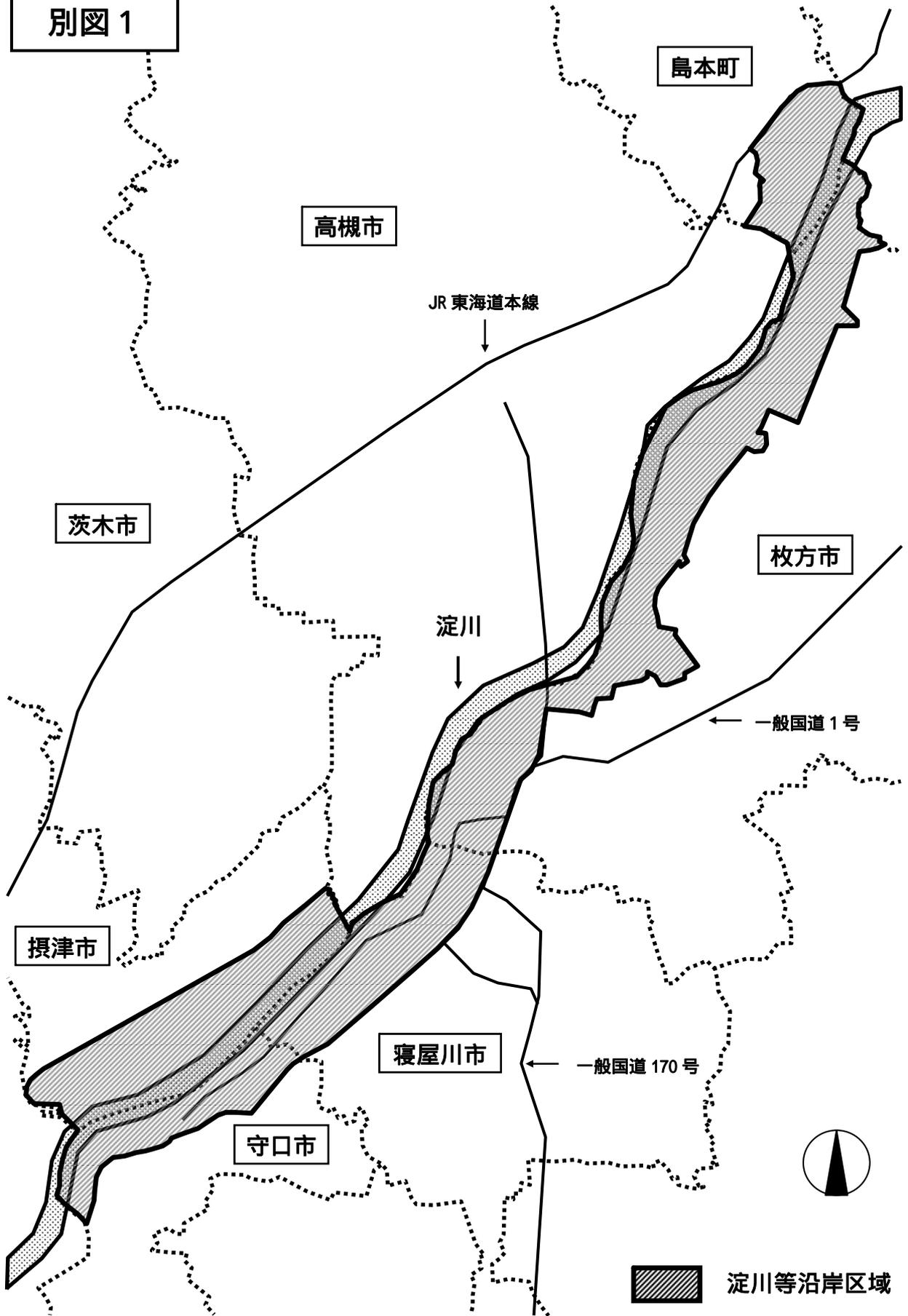
5 条例第5条第1項第4号の規定による表示の方法の制限区域

第1項第1号から第3号までに掲げる許可区域のうち次に掲げる区域

- (1) 淀川等沿岸区域(第4項第7号、第8号、第11号、第12号、第16号及び第25号に掲げる制限区域を除く。)
- (2) 生駒山系区域(第4項第6号及び第11号に掲げる制限区域を除く。)
- (3) 交野市の区域(第4項第6号に掲げる制限区域を除く。)

本則の次に別図として次の2図を加える。

別図 1



別図 2

